

森の息吹

第7号



公益社団法人木曾三川水源造成公社

【URL】 <http://www.kiso3sen.org/>✉ desk@kiso3sen.org

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2

岐阜県中濃総合庁舎内

☎ 0575-33-4011 (内線408)

FAX 0575-46-8409

本誌「森の息吹」は、岐阜県森林公社（以下、「森林公社」）及び木曾三川水源造成公社（以下、「三川公社」）が実施している分収造林事業等について、分収造林契約者の皆様にお知らせするために共同で発行しています。

～平成28年度事業の取り組み報告～

岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市が協力し、森林の持つ公益的機能を高度に発揮する活力のある水源林を木曾三川の上流地域で造成することを目的として、公社が設立されました。

昭和44年度から分収造林契約により造林を始め、これまでに約10,000haの分収林を造林し、下刈りや保育間伐などの管理をしてきました。また、木曾三川の上流地域で、19箇所の森林を取得して、公社有林の約650haを造林し、保育管理してきました。

現在はまだ若い造林地が多く、建築用材などの木材生産に適した契約地は多くありません。しかし、近年、木質バイオマス発電所の稼働により発電用木材チップの需要も高まっており、若い山での利用間伐（保育と材の販売を目的とした間伐）でも収益が見込めるようになりました。

昨年度は利用間伐に必要な作業道を2,768m開設して228haの利用間伐を実施しました。搬出した間伐材6,266^mを販売することにより契約者様に604万円を分収交付することも出来ました。

さらに、森林の持つ公益的機能の維持増進のため「清流の国ぎふ森林環境税」を活用して約152haの分収林で除・間伐を実施することが出来ました。

このほかに、水源林の大切さや、公社事業に対する理解を一般の方に深めていただくために、公社造林地で間伐体験等を行う「水源林見学会」を中津川市の根ノ上高原にある公社造林地で8月に開催しました。

【三川公社 早矢仕宜弘】



高山市朝日町のダム上流にある分収造林地

間伐木の集材の様子



水源林見学会（間伐体験）

未利用木材の活用 ～木材のエネルギー利用～



販売



燃料



発電



枝・葉、曲がり材、小径木など

木材チップ

木質バイオマス発電施設

環境に優しい生活

木材は、暮らしに欠かせない生活エネルギーとして木炭や薪の形態で多用されていた時代もありましたが、近年では、木材チップや木質ペレットが再生可能エネルギーの一つとして注目されています。

このため、公社では、森林内の立木から丸太を生産する作業で発生する間伐材や枝・葉等（＝未利用木材という。）を木質バイオマス発電の燃料用に使用するなど木材の有効利用を図るため、現地で買い取りしていただける事業者を募集する取り組みを始めました。

*木質バイオマスとは

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

説明：林野庁ウェブサイトより

【森林公社 坂本 仁】

航空写真を活用してあなたの山を探してみませんか



最近では、インターネットの普及により、パソコンやスマートフォンで地図を見ることが多くなったと思います。

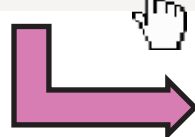
私たち公社職員も山の状況をインターネットの航空写真から読み取ることもあります。通常の地図からでは分からなかったことも、航空写真なら分ったりするので、とても便利です。

その一例を紹介します。

① インターネット検索サイトから



(例) Googleマップ



② 見たい所の住所を入力



③ 検索した住所と付近の地図or航空写真が表示されます。

④ 山の地番を検索しても標示されない場合が多いので、マウスをドラッグし見たい所を探します。

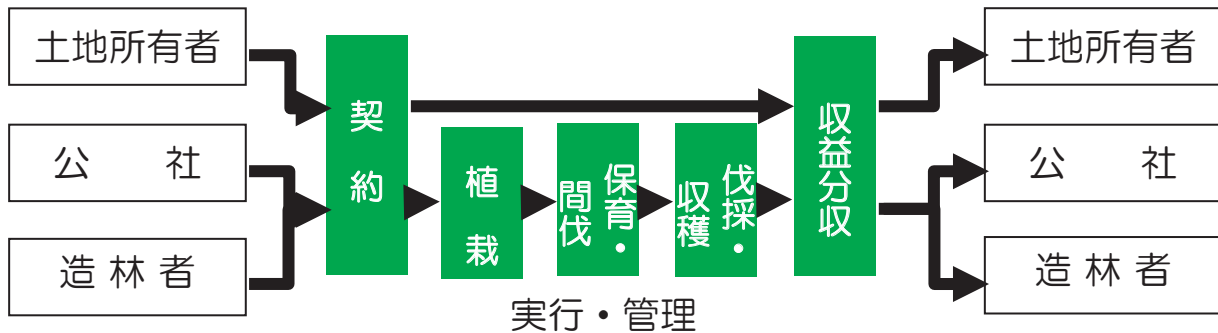
【森林公社 中川 智】

分収造林契約についてのお願い



●分収造林契約とは

分収造林契約とは、公社が契約期間内に造林・保育を行い契約満了時に木を伐採してその収益を土地所有者様と公社（及び造林者）が分け合う契約です。



※契約書を紛失された方は、公社の契約書の写しをご提供することが可能ですので、ご連絡下さい。

●契約者の名義が変わる場合には、公社までご連絡をお願いします

贈与・売買を行うことにした場合、または、相続などにより名義が変わった場合は、登記の手続きのほか、分収造林契約の契約者変更手続きが必要ですので、公社までご連絡をお願いします。特に、贈与・売買の場合は、事前の連絡をお願いします。

変更手続きが済んでいないと、分収金のお支払いが出来なくなりますので、必ず手続きをお願いいたします。

また、相続登記の手続きについては、お近くの司法書士又は岐阜県司法書士会へご相談ください。

岐阜県司法書士会 058-246-1568 <http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp>

●「契約期間延長」と「分収割合変更」についてご協力をお願いします

○契約期間の延長

施業方針を長伐期施業へと転換し、皆様との分収造林契約期間を100年へ延長することについてお願いしています。お陰様で今までに概ね9割の皆様のご理解を頂くことができました。

○分収割合の変更

木材価格が低迷する中、公社経営の安定化を図り、契約地の管理を継続していくために、土地所有者様の分収割合を18%（2者契約の場合は20%）に変更させていただくことについてお願いしています。お陰様で今までに概ね8割の皆様のご理解を頂くことができました。

○お願い

まだ契約期間延長又は分収割合の変更について手続きがお済みでない方に対し、順次、訪問説明等を実施いたしております。公社から訪問日時についてご都合をお聞きする文書をお送りした場合は、大変お手数ですが、ご連絡を頂きますよう、お願いいたします。

全ての皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

公所有林の紹介



三川公社では水源の涵養、国土の保全などの公益的機能を維持増進すると共に、森林の乱開発を抑制することを目的として、木曾三川の上流地域に1,850haの森林を取得しており、このうち中津川市阿木地区では約95haの森林を管理しています。

下の写真は阿木公所有林の水源の様子です。この森林から流れる水は、中津川市では農業用水として利用され、阿木川を經由して木曾川に流れた後は、名古屋市民の生活用水として利用されています。また、近くには野生の動物が集まってくることもあり、自然豊かな森林となっています。

水源の様子



森の動物の様子



【三川公社 橋本公佑】

森の住人 (コラム)



ある夏の日のこと。私は造林地調査と契約地の境界を確認するため、池田山にある分収造林地へ単身で向かった。造林地まで伸びた作業道に車を止め徒歩で林内へ。300m程進むと造林地の境界杭があり、ちょうど広葉樹林との境にもなっていた。図面で境界杭を確認しながら進んでいると、不意に「カサカサ」と物音が！単身で山に入っているし、もしクマだったらどうしよう。クマ注意なんて看板もあったし……。などと考えながらも、怖いもの見たさで物音がする方へそろりそろりと進む。いた！！狸？……。にしては体毛の配色や顔つきが違う。ずんぐりした体形で体長は50cm程か。私には気が付いていないようだ。何て動物か分からず帰宅後インターネットで調べようと思ひ息を殺して観察していると、その動物の前には巣穴があり、私に気づくことなく巣穴に入ってしまった。

帰宅後に調べてみると、その動物はニホンアナグマであったことが分かった。

ニホンアナグマは本州、四国、九州地域の里山に棲息している。体長は40～50cm。体重は4～12kg。ミミズやコガネムシの幼虫を好み土を掘りだして食べる。また、外敵に襲われそうになると擬死するユニークな習性を持っているようだ。

池田山では毎年春に、「広葉樹（実のなる木）の植樹事業」が開かれ、地元の中学生、高校生、町内生産森林組合のほか、行政機関、林業事業体、森林公社が参加し、植栽活動をしている。この事業の目的は、森林の再生、山地災害の防止と動物が山の餌に困らないようにという願いが込められたものだ。

私が出会ったニホンアナグマをはじめとする森の住人が棲家や餌に困らないよう、私たちは森林を大切にしていきたい。

【森林公社 松尾好治】



ニホンアナグマ



「広葉樹の植樹事業」の様子。無事に育ち、たくさん実がなる様、願いを込めた。

